

# 令和7年度「ふくしまぐらし」情報発信事業業務 委託仕様書

## 1 委託業務の目的

本委託業務は、首都圏をはじめとした県外在住の20代～40代をメインターゲットに、移住先としての本県の魅力や暮らしに関する情報をポータルサイトやSNS等で幅広く発信することにより、移住先としての認知の拡大を図り、関係人口の創出や移住につなげることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

- (1) 本県への移住・定住に関するコラム記事の作成
- (2) 県公式 Instagram を活用した情報発信
- (3) プロモーション動画の作成
- (4) LINE アカウントの管理

## 3 委託業務の内容

- (1) 本県の移住・定住に関するコラム記事の作成

### ア 記事の内容

以下の①②に関するコラム記事を作成すること。作成本数については、それぞれ定めるとおり。なお、記事で取り上げる取材対象者や団体、テーマについては、受託者が企画・提案し、県と協議の上、決定する。

#### ①移住に関して

本県への移住をよりイメージできるような情報を移住希望者に幅広く発信していくため、移住者インタビューや本県での魅力的な暮らし、特徴的な移住施策等、閲覧者の興味を惹くコラム記事を 5本以上作成すること。

[取り上げるテーマの一例]

- ・移住者インタビュー
- ・「仕事」、「子育て」、「暮らし」等本県の魅力
- ・県や各市町村の移住支援施策の活用を紹介
- ・その他下記キーワードに合わせた記事等

(例. 住みやすさランキング、トカイナカ、Uターン、ウェルビーイング等)

#### ②定住に関して

移住者と地域コミュニティとのつながりを後押しし、移住者の定着等を支援している地域の受入団体を 5団体程度選定し、支援内容や活動状況等を紹介するコラム記事を作成すること。また、コラム記事で紹介した各団体の概要をA4で2ページ程度にまとめ、ホームページからダウンロードできるようデザイン性を意識しPDF等にまとめること。併せて、掲載した団体のイベント情報を概ね1か月ごとにとりまとめ、カレンダー形式等でイベント情報を集約し、ポータルサイト「ふくしまぐらし」やふくしまぐらし Instagram で発信すること。

### イ 規格

- ・1記事あたりの文字数の目安は特に指定しないが、県と協議の上、閲覧者に効果的に訴求できる文字数とする。
- ・記事の作成にあたっては、構成や写真、見出し等を工夫するなど、閲覧者にとって見やすい構成とする。

#### ウ 納品

- ・作成したコラム記事は、県移住ポータルサイト「ふくしまぐらし」で公開するため、県が定めるテキストや写真の電子データを納品する。  
○福島県移住ポータルサイト「ふくしまぐらし」  
<https://www.fukushima-iju.jp/>
- ・団体概要については、PDF 等の電子データで納品すること。

#### エ 取材

- ・コラム記事の作成に必要な取材等は受託者が行うこと。なお、取材対象者との調整は原則として受託者が行うこと。また、必要に応じた謝金や交通費の支払いは妨げない。
- ・取材には、県及び関係機関が同行する可能性があるため、その都度県と協議し、日程・場所等を決定すること。

### (2) 福島県移住公式Instagram「ふくしまぐらし」による情報発信

#### ○県移住公式Instagram「ふくしまぐらし」

[https://www.instagram.com/fukushima\\_gurashi\\_official/](https://www.instagram.com/fukushima_gurashi_official/)

地方への移住を検討している者に対して、福島県に興味・関心を持ってもらうことを目的に、本県で暮らすことの魅力や日常のトピックス、県・市町村のイベント情報等について、県移住公式Instagramを活用し、発信を行う。

#### ア 情報発信

- ・SNS アカウントを管理し、投稿内容の企画、取材、原稿作成、投稿、アカウント管理等を行う。
- ・県と協議の上、ターゲットを定めて発信をする。
- ・具体的な投稿の内容、頻度等については、県と協議の上、実施する。
- ・フィード投稿の他、Instagram のアルゴリズムを踏まえ、ストーリーズやリールを活用し、ユーザーの興味関心を惹く発信を行う。
- ・(1)のコラム記事とも連動し、移住者が営むお店の紹介など、移住に関するトピックスに関する発信も行うこと。
- ・県と協議の上、他自治体で運用しているアカウントも参考に運用を行う。

#### イ 新規フォロワー増加に向けた取組

- ・新規フォロワー数の年度目標は750人とする。年度目標を達成するための効果的な取組を行うこと。
- ・新規フォロワー数の増加のほかに、リーチ数や保存数等のInstagramのトレンドを踏まえた実効的な指標を定めた上で、発信を行うこと。なお、実施スケジュールや具体的な手法、指標は県と協議の上、決定する。

##### [取組の例]

- ・県が出展するイベント等で使用するPR資材の作成
- ・Instagram投稿キャンペーンの実施
- ・インフルエンサーとタイアップした発信
- ・SNS広告の実施 など

### (3) プロモーション動画の作成

ターゲットに対して、本県での暮らしをイメージすることができるプロモーション動画を作成する。ふくしまぐらし推進課や各地方振興局が主催する移住イベント等での利用を想定し、約 2~3 分程度の内容とする。具体的な内容・作成時期については、県と協議の上、決定する。

### (4) LINE アカウント「ふくしまぐらし。」の管理

平成 30 年より開設している LINE 公式アカウント「ふくしまぐらし。」（ターゲットリーチ 約 1,300 件）の運営管理を行う。

#### ア 運営管理

- ・現在の「ライトプラン」及び「プレミアム ID」の年額費用の支払を行うこと。
- ・運営管理者の登録・解除やページデザインの変更など、県と LINE 側の間に立った作業や連絡調整を行う。なお、文章や画像等の配信は県が行う。

## 4 関係機関との連携

本委託業務を進めるに当たっては、移住相談員及び就職相談員（NPO 法人ふるさと回帰支援センター内）並びに移住推進員（福島県東京事務所内）、移住コーディネーター（各地方振興局内）等との連携を密にしながら実施すること。

## 5 実施体制・業務主任等

受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するため、実施体制を事業開始前に県に書面にて報告すること。報告にあたっては、主たる責任者も併せて報告すること。

## 6 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、取材同行等の自治体職員の旅費等は除く。

## 7 成果品の提出

県が別に定める期限までに、以下の成果品を提出する。

- (1) コラム記事のテキストデータ及び写真データ
- (2) その他、県が必要と認める資料

## 8 その他の留意事項

- (1) 本委託業務により製作される成果物の著作権は県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり、県と適宜協議し、適宜連絡・調整を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。